平成２９年（フ）第１４７８号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目73番地　エクセル富貴ノ台（103号）
債務者　南　　遥菜
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３５号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保352番地１　Ｄｅａｒ－Ｉｅ金久保Ｉ－Ａ棟
債務者　稲垣　藤賢
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３４号
佐賀市城内２丁目３番２号　城内マンション301
債務者　小田　啓一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５７号
埼玉県加須市不動岡３丁目１番地２
債務者　秋山　高仁
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
愛知県西尾市一色町味浜屋敷割36番地３　ベルメゾン205号、前住所愛知県西尾市戸ケ崎３丁目16番地８
債務者　真凛こと　松井　博子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
相模原市緑区西橋本１丁目25番11号　グリーンハイツサトウ301
債務者　三上　哲司
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐生　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７７号
相模原市緑区西橋本１丁目25番11号　グリーンハイツサトウ301
債務者　三上　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐生　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１号
広島県三原市糸崎５丁目１番10―301号
債務者　神谷　庄太
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１１２号
金沢市御供田町ハ18番地１　シャン・ド・フルールＳ　201号、従前の住所三重県四日市市日永２丁目３番49号
債務者　若松　　整
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　悠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３５号
岐阜県関市弥生町１丁目４番28号、前住所岐阜県関市北天神２丁目１番28号
債務者　河合　英則
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福手　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８６号
佐賀県唐津市原1247番地１　サニースクエアＩ102号
債務者　髙市　正美（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第９０号
佐賀県唐津市八幡町758番地45
債務者　宮崎　海翔
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第９２号
佐賀県唐津市和多田南先石５番18号
債務者　田中　隆二
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１８５号
青森県むつ市松山町２番６号　市営住宅８－３
債務者　志賀　育子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
青森県むつ市大畑町湊村86番地
債務者　齊藤　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係